

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年4月5日(月)午後1時40分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

3番	久	乗	清	和
4番	上	田	幸	子
5番	上	田	隆	健
6番	中	村	日	出 美
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	石	塚	義	博
10番	辻	村	忠	雄
11番	南		和	弘
12番	芳	川	清	志
13番	林			勉
14番	森		一	博
15番	井	上	文	彦
16番	神	原		均
17番	内	田	孝	司
18番	川	嶋	久	治
19番	吉	田		武
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

1番	村	田	正	己
2番	山	口	吉	広

5. 会議録署名委員 9番 石 塚 義 博
 10番 辻 村 忠 雄

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	檜 木 佐 知 子

7. 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について（4条許可）
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（5条許可）
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
報告第1号	2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約通知について（賃貸借合意契約）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、これから令和3年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は村田委員と山口委員から欠席届けをいただいております。

本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

さる3月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

3番 久乗委員

7番 田中会長

16番 神原委員

17番 内田孝司委員

事務局2名と都市整備課1名により実施をいたしました。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 1件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可) 2件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) 1件

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 2件

(会長)

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	13件
報告第1号	2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について(農業用施設)	1件
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約)	2件

それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名いたします。9番の石塚委員、10番の辻村委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ

(会長)

それでは、議案第1号受付番号7について、事務局より説明願います。

(事務局長)

それでは、事務局より説明させていただきます。議案第1号受付番号7について、案件書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

以上、会長よろしくお願いをいたします。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号7について、説明がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号7について、許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

まず、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、続きまして議案第2号受付番号2の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第2号受付番号2について、議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

また、農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書4ページから6ページをご覧ください。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真、土地利用計画図の2ページから4ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、まず議案第2号受付番号2について、何かご意見ご質問等ございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号3の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第2号受付番号3について、議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

また農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書8ページから10ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図、該当農地の写真及び土地利用計画図5ページと6ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号3につきまして、ご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達を

(会長)

いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5条許可を議題といたします。

まず議案第3号の案件について、現地調査報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは、続きまして議案第3号受付番号1の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第3号受付番号1について、議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

また、農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書案については、議案書の12ページから14ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページと8ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手を

(会長)

お願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

それでは、続きまして議案第4号に入ります。議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予（入口）を議題といたします。

それでは、まず議案第4号につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号5と受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号5の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

議案第4号受付番号5について、議案書15ページ
をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶
予（入口）調書については、議案書16ページをご覧
下さい。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真の9ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議案第4号受付番号5につきまして、何
かご意見ご質問はございませんか。

これから納税猶予を受けようとされる方です。よろ
しいですか。特にご意見ご質問もないようございま
す。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号5に
ついて、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該

(会長)

当地が適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第4号受付番号6の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

議案第4号受付番号6について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予入口調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号6につきまして、説明がございました。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号6について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

それでは、続きまして議案第5号に入ります。資料19ページになります。それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

(会長)

それでは、議案第5号について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第5号受付番号23から受付番号35の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第5号受付番号23。まず23につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局長)

議案第5号受付番号23について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書20ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まずは受付番号23ですね。23について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号23について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手多数となっております。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第5号受付番号24と受付番号25ですね。24と25につきましては、借手が同じ

(会長)

ですのでまとめて審議をします。事務局から、まず説明をお願いします。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号24について、議案書21ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第5号受付番号25について、議案書21ページの下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書22ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページと13ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号24と25ですね。2件合わせての説明がございました。これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号24と受付番号25について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第5号受付番号26に入ります。26について、まず事務局から説明をお願いします。

(事務局長)

議案第5号受付番号26について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局長)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書の24ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号26について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号26について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号27について、事務局より説明を願います。

(事務局長)

議案第5号受付番号27について、議案書25ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページと16ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号27について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号27について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号28について、事務局から説明を願います。

(事務局長)

議案第5号受付番号28について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号28につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号28について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号29と受付番号30は、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局からまとめて説明をお願いいたします。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号29について議案書29ページの上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第5号受付番号30について、議案書29ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書30ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号29と受付番号30の2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

受付番号30のね。所在地ですけれども、●●●の崎がね。立になっているのですが、上は大なのに。

(会長)

大と立になっている。どっちやと言っはる。

(事務局長)

はい。大が正しいので、議案書の方が間違っているということになるかと思えます。すみません。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

ちょっと事務局が間違っていたようで、訂正のほうお願いいたします。上の方が正しいんやね、大の方が正しいということです。

他、何かご意見等ございませんか。よろしいですか。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号29と受付番号30について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号31について、事務局から説明を願います。

(事務局長)

議案第5号受付番号31について、議案書31ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書32ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の19ページと20ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第5号受付番号31につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号31について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号32から受付番号34は、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局から説明を願います。

(事務局長)

それでは、議案第5号受付番号32について、議案書33ページ上段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第5号受付番号33については、議案書33ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

次に議案第5号受付番号34について、議案書34ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書35ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真21ページから22ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号32から34の説明がございました。この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。議案第5号受付番号32から受付番号34について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第5号受付番号35について、事務局から説明を願います。

(事務局長)

議案第5号受付番号35について、議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい

(事務局長)

ては、議案書 37 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 23 ページと 24 ページをご覧ください。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

議案第 5 号受付番号 35 につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 5 号受付番号 35 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、審議案件は全ては終わります。これより報告に入ります。

続きまして、報告第 1 号受付番号 1 番ですね。2 アール未満の農業用施設建築設置届出について、農業用施設を事務局から報告を願います。

(事務局長)

それでは、報告第 1 号受付番号 1 について、議案書 38 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 25 ページをご覧ください。本件につきましては、令和 3 年 2 月 25 日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しておりますことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長)

この件につきまして、何かご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、ないようですので報告第2号受付番号2のほうに入ります。事務局から説明を願います。

(事務局長)

それでは、報告第2号受付番号2について、議案書39ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の26ページをご覧ください。本件につきましては、令和3年3月9日付けで会長専決し、受理をしたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

この報告事項につきまして、何かご意見等ございますか。

なければ、報告第2号受付番号3につきまして、事務局から報告を願います。

(事務局長)

それでは、報告第2号受付番号3について、議案書40ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の27ページをご覧ください。本件については、令和3年3月9日付けで会長専決し、受理をしたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今の報告第2号受付番号3ですが、これにつきまして何かご意見ご質問等ございますか。

(会長)

よろしいですか。ないようですので、これで本日予定をしておりました審議と報告は全て終わります。

午後14時12分 終了